

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月6日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防本部に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第6条 <u>課に課長及び課長補佐、係に係長を置く。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 課長補佐及び副主幹は、<u>消防司令の階級にある者</u>をもって充てる。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 副主幹は、上司の命を受け、<u>課の特定事項の調査、企画及び立案に参画する。</u></p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(職制)</p> <p>第6条 <u>消防本部に必要なに応じて主幹又は副主幹を置くことができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>課に課長及び課長補佐、係に係長を置く。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 課長補佐及び副主幹は消防司令の階級にある者<u>又は消防吏員以外の職員</u>をもって充てる。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 副主幹は、上司の命を受け、特定事項の調査、企画及び立案に参画する。</p> <p>5・6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。